

那須スポーツパーク 宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当宿泊施設が宿泊客と締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとし、

2. 当宿泊施設が法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

第2条 当宿泊施設に宿泊契約の申込みをされる方は、次の事項を申し出ていただきます。

(1) 宿泊客名

(2) 宿泊日及び到着予定時刻

(3) その他当宿泊施設が必要と認めた事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿泊施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は当宿泊施設が前条の申込みを承諾した時に成立するものとし、ただし、当宿泊施設が承諾しなかったことを証明した時はこの限りではありません。

2. 前項の規定により、宿泊契約が成立した時は、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の宿泊料金を限度として、当宿泊施設が定める予約金を、当宿泊施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 予約金は、まず、宿泊客が支払うべき宿泊料に充当し、第6条、第20条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の予約金を同項の規定により、当宿泊施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、予約金の支払日を指定するにあたり、当宿泊施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(予約金の支払いを要しないことにする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当宿泊施設は、契約の成立後同項の予約金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当宿泊施設が前条第2項の予約金の支払いを求めなかった場合及び当該予約金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当宿泊施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする方が、宿泊に関し、法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする方が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体または関係者、その他反社会的勢力であるとき。

(5) 宿泊しようとする方が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき。

(6) 宿泊しようとする方が暴力団員に該当する者が役員となっている法人、その他の団体であるとき。

(7) 宿泊しようとする方が、当宿泊施設もしくは当宿泊施設従業員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき。

(8) 宿泊しようとする方が伝染病であると明らかに認められるとき。

(9) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。

(10) 天災、施設の故障その他やむをえない理由により宿泊させることができないとき。

(11) 宿泊しようとする方が泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は当宿泊施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当宿泊施設は宿泊客が、その責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により、当宿泊施設が予約金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別に定める場合を除き、別表・違約金申受け規定により、違約金を申受けます。ただし、当宿泊施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつて、宿泊客が宿泊契約を解除した時の違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知した時に限ります。

3. 当宿泊施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後12時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。ただし、あらかじめ予定到着時刻の明示がされている場合はこの限りではありません。

(当宿泊施設の契約解除権)

第7条 当宿泊施設は、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

(1) 第5条第3号から第11号までに該当することとなったとき。

(2) 第8条第1号の事項の明示を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明示されないとき。

(3) 第3条第2項の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。

2. 当宿泊施設は、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当宿泊施設のフロントオフィスにおいて次の事項を当宿泊施設に登録してください。

(1) 宿泊客の氏名、性別、年齢、住所及び職業

(2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日

(3) 出発日および出発予定時刻

(4) その他当宿泊施設が必要と認めた事項

2. 日本国内に住所を有しない外国人にあつてはパスポートの呈示並びにコピー等をさせていただきます（旅館業法施行規則第4条の二による）。

(チェックインタイム)

第9条 宿泊客が当宿泊施設の客室を使用していただく時刻（チェックインタイム）は午後4時以降とします。

(チェックアウトタイム)

第10条 宿泊客が当宿泊施設の客室をおあけいただく時刻（チェ

那須スポーツパーク 宿泊約款

ックアウトタイム)は、午前10時とします。

2. 当宿泊施設は、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申受けます。

- (1) 午前10時より正午(12時)までの場合、宿泊料金の25%
- (2) 午前10時より午後2時までの場合、宿泊料金の50%
- (3) 午前10時より午後4時までの場合、宿泊料金の75%
- (4) 午後4時以降の場合、宿泊料金の全額

(営業時間)

第11条 当宿泊施設の営業時間は、別紙のとおりとします。

(客室内のインフォメーションをご参照ください。)

(料金の支払い)

第12条 料金の支払いは、当宿泊施設が発行する請求書に基づき、日本国政府の定める指定通貨又は当宿泊施設が認める旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により、宿泊客の出発の際、または当宿泊施設が請求したとき、当宿泊施設のフロントオフィスにおいて行っていただきます。

2. 宿泊客が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金を申し受けます。

(利用規則の遵守)

第13条 宿泊客は、当宿泊施設内においては、当宿泊施設が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(宿泊継続の拒否)

第14条 当宿泊施設は、お引受けした宿泊期間といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1) 第5条第3号から第11号までに該当することとなったとき。
- (2) 前条の利用規則に従わないとき。

(宿泊の責任)

第15条 当宿泊施設の宿泊に関する責任は、宿泊客が当宿泊施設のフロントオフィスにおいて宿泊の登録を行った時または客室に入った時のいずれか早い時に始まり、宿泊客が出發するため客室を空けた時に終わります。

2. 当宿泊施設の責に帰すべき理由により宿泊客に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊客に同一または類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

(当宿泊施設の責任)

第16条 当宿泊施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿泊施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当宿泊施設は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため旅館賠償責任保険に加入しております。

(寄託物の取扱い)

第17条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当宿泊施設がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当宿泊施設は15万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が当宿泊施設にお持込になった物品又は現金並びに貴重品について、当宿泊施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当宿泊施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当宿泊施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当宿泊施設はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第18条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当宿泊施設に到着した場合は、その到着前に当宿泊施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当宿泊施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当宿泊施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当宿泊施設の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第19条 宿泊客が当宿泊施設の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当宿泊施設は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当宿泊施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第20条 宿泊客の故意又は過失により当宿泊施設が損害を被ったときは、当施設は当該宿泊客に対しその損害の賠償を求めます。

(免責事項)

第21条 当宿泊施設からのコンピューター通信のご利用に当つては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用客がいかなる損害を受けた場合においても、当宿泊施設は一切の責任を負いません。又、コンピューター通信のご利用に当宿泊施設が不適切と判断した行為により、当宿泊施設および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

(裁判管轄及び準拠法)

第22条 この約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、専ら当宿泊施設の所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

別表・違約金申受け規定

	当日 無連絡	当日	3日前 から前日	1週間前	2週間前	人数減
一般	100%	50%	20%			当日午前中までに連絡がない場合50%
団体 20名以上	100%	50%		20%	10%	予約人数の20%以下無料 予約人数の20%超 別途規定有

(注) 1. %は基本料金に対する料金です。ただし、宿泊パッケージの場合はその全額の比率です。
2. 連泊の場合は、1泊のみを対象とします。